

【住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について】

令和8年3月31日までに、既存住宅において一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

1 対象となる家屋

- (1) 昭和57年1月1日以前から所在している住宅
- (2) 改修部位がいずれも現行の耐震基準に新たに適合すること
- (3) 耐震改修工事に要した費用の合計が50万円超であること
(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。)
- (4) 現在、他の固定資産税軽減・減額措置等を受けていないこと

2 減額される期間及び割合

工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額について、120平方メートル相当分を限度として、2分の1減額します。

(新たに長期優良住宅の認定を受けて工事を行った場合は、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を3分の2減額します。)

(注) 当該住宅が、耐震改修を完了する直前に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物※であった場合には、工事が完了した年の翌年度からの2年度分について、固定資産税額を2分の1減額します。

(また、上記に該当する住宅が、新たに長期優良住宅の認定を受けて工事を行った場合は、工事が完了した年の翌年度は固定資産税額の3分の2を、翌々年度は2分の1を減額します。)

※通行障害既存耐震不適格建築物とは

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

3 申請方法

改修工事完了後3か月以内に下記の書類を資産税課に提出してください。

(3か月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入してください。)

- (1) 固定資産税(住宅等耐震改修)減額申告書【マイナンバーの記入必須】
- (2) 次のア又はイの書類
 - ア 増改築等工事証明書(建築士等が発行する場合)
 - イ 住宅耐震改修証明書(地方公共団体が発行する場合)
- (3) 工事費明細書(見積書)
- (4) 領収書
- (5) 改修工事後の建物平面図(工事箇所の分かるもの)
- (6) 補助金決定通知書
- (7) 改修工事前後の写真